

「介護職員等処遇改善加算手当」及び当法人の「独自処遇改善手当」について

(1) 介護職員等処遇改善加算手当

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の施設の職員へ支給する（含む臨時職員、除く派遣職員及び出向職員）。 ① 特別養護老人ホーム ② 介護老人保健施設 ③ 短期入所生活（療養）介護 ④ 通所介護 ⑤ 通所リハビリテーション ⑥ グループホーム 								
支給方法	<p>① 毎月支給について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の介護職員等処遇改善加算の合計額の70%程度を、下記の「A」「B」「C」の職員区分にて、毎月支給する。 <table border="1" data-bbox="491 775 1449 972" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">支給予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 経験・技能のある介護職員</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> <tr> <td>B. その他の介護職員</td> <td style="text-align: right;">54,000円</td> </tr> <tr> <td>C. 介護職員以外の職員</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 「A. 経験・技能のある介護職員」は、介護福祉士の資格を保有し、かつ当法人で勤務経験が毎年4月1日現在10年以上ある介護職員。</p> <p>注2) 支給予定額は、常勤換算1.0人当りの支給額とし、臨時職員の支給予定額は、週の勤務日数に応じた支給額。</p> <p>注3) 支給予定額は、著しく稼働が落ち込む場合や大幅な人員増の場合、変動することがある（主として一時金で調整する）。</p> <p>② 一時金支給について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の処遇改善加算手当の合計額の30%程度から、法定福利費等の事業者負担額等を控除後の残金を一時金として支給する。 ・ 支給時期は、年2回（11月末日及び5月末日）とする（原則）。 	区分	支給予定額	A. 経験・技能のある介護職員	60,000円	B. その他の介護職員	54,000円	C. 介護職員以外の職員	10,000円
区分	支給予定額								
A. 経験・技能のある介護職員	60,000円								
B. その他の介護職員	54,000円								
C. 介護職員以外の職員	10,000円								

(2) 「独自処遇改善手当」について

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の施設の職員へ支給する（含む臨時職員、除く派遣職員及び出向職員）。 ① 地域包括支援センターの職員 ② 居宅介護支援事業所の職員 ③ ケアハウスの職員 ④ 法人本部の職員
支給方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給予定額10,000円を毎月支給する（一時金の支給はなし）。